

ケアプランデータ連携システム導入フロー

(更新日：2023年7月19日)

前提1 介護予防ケアマネジメント等を地域包括支援センターからの委託により行っている場合は、本システムをご利用いただくことができません
前提2 居宅介護支援事業所または介護サービス事業所の双方での利用が必要なため、データ連携先の利用意向のご確認をお願いします

1 対応事項	対応内容の詳細	備考
① 介護ソフトの対応状況の確認	<ul style="list-style-type: none">ケアプランデータの作成や管理ができる介護ソフトの導入が必要です（介護保険請求の機能のみを備えたソフトでは利用できません）ご利用されている介護ソフトが介護厚生労働省のケアプラン標準仕様インターフェースに対応しているか介護ソフトベンダーに確認します（※1）	※1 標準仕様については、厚生労働省のサイト「3. 介護現場における情報連携の促進」をご参照ください。 https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-ict.html 「ケアプランデータ連携システム」ベンダ試験の実施結果は、以下サイトにてお知らせします。 https://www.kokuho.or.jp/system/care/careplan/index.html
② ケアプランデータ連携クライアントソフトを導入する端末、ネットワーク環境の準備	<ul style="list-style-type: none">Windows10またはWindows11の端末を準備しますブラウザ（Microsoft Edge）を最新バージョンにします準備した端末がインターネットに接続可能なことを確認します	クライアントソフトは1事業所番号あたり1台の導入となりますので、事業所内の端末構成をご確認いただき、導入端末を決定してください。 セキュリティの観点からWindows Updateで最新状態にしてください。
③ 介護電子請求用ユーザID及びパスワードの確認	<ul style="list-style-type: none">利用申請やデータ送信時に用いる、電子請求受付システムで使用されているKJから始まる14桁のユーザID及びパスワードを確認します（HDから始まるユーザIDは代理請求用のため利用できません）	以下に該当する場合、事業所の所在地の国保連合会にユーザIDの確認とパスワードの発行・再発行を依頼してください。 ①インターネット請求を行っていない（ユーザIDとパスワードを持っていない） ②請求を代理人に委託して、ユーザIDとパスワードを失念してしまった 所要時間（目安）：郵送を伴う場合、2週間前後（混雑状況で増減します） 国民健康保険団体連合会リンク https://www.kokuho.or.jp/link/
④ 電子証明書インストール状況の確認	<ul style="list-style-type: none">導入する端末に正しい電子証明書が入っているか確認します電子請求で使用している端末に導入する場合は、備考記載の電子証明書が既にインストールされているか確認します。該当する場合は「5. ケアプランデータ連携システムのクライアントアプリのインストール」に進みます	電子証明書のインストール状況を確認したい場合は、別紙「 電子証明書の確認方法 」をご参照ください。 本システムで利用できる電子証明書は、「請求委任事業所用ケアプラン証明書」、「介護保険証明書」の2種類です。
④-1 電子請求の端末に導入する場合 証明書発行用パスワードの確認	<ul style="list-style-type: none">電子証明書を申請、ダウンロードする際の証明書発行用パスワードを確認します	証明書発行用パスワードがご不明な場合は、「 3.6.4 証明書発行用パスワード再発行 」をご参照ください。
④-2 介護保険証明書を利用しているが、電子請求受付システム端末以外を利用する場合 電子証明書のインストール	<ul style="list-style-type: none">電子請求受付システムでご利用中の端末以外の端末に、介護保険証明書を再度インストールします（このインストールにあたり証明書発行手数料は不要です）	「 3.6.3.介護保険証明書を再度ダウンロード・インストール 」をご参照ください。 電子請求受付システムのアクセス方法 https://www.kaigo.e-seikyuu.jp/KShinsei/main
④-3 介護保険証明書がない場合 ケアプラン証明書の申請及びインストール	<ul style="list-style-type: none">電子請求受付システム総合窓口にて、KJで始まる14桁のユーザIDでログインし、請求委任事業所用ケアプラン証明書を申請します（発行手数料は不要です）準備された端末に電子証明書をダウンロードし、インストールします	「 3.7. 請求委任事業所用ケアプラン証明書の取得・更新 」をご参照ください。 ご不明点は、ケアプランデータ連携システムのヘルプデスクに確認ください。
⑤ ケアプランデータ連携システムの利用申請	<ul style="list-style-type: none">ケアプランデータ連携システムの利用申請サイトにアクセスし、KJで始まる14桁のユーザIDでログインの上、利用規約を確認し、同意してください（※2）	ケアプラン利用申請Webサイト https://www.careplan-renkei.jp/ ※2 仮パスワードの場合、電子請求受付システムで新しいパスワードに変更後、利用申請Webサイトにログインください。
⑥ ケアプランデータ連携システムクライアントアプリのインストール	<ul style="list-style-type: none">ケアプランデータ連携システムのヘルプデスクサポートサイトにアクセスし、お気に入りに登録し、製品ダウンロード画面に進みますケアプランデータ連携クライアントアプリをダウンロードし、端末にインストールしますアプリへのログインおよびデータ連携を開始します	ヘルプデスクサポートサイト https://www.careplan-renkei-support.jp/ を表示した状態で、ctrlとDキーを同時押下すると、お気に入り登録できます。 ケアプランデータ連携システム操作マニュアル「2.3アプリのインストールについて」をご参照の上、ご不明点は、ケアプランデータ連携システムのヘルプデスクに確認ください。 連携先が本システム未導入の場合は、運用を開始するタイミングを調整ください。
⑦ ライセンス料のお支払い	<ul style="list-style-type: none">利用規約第8条 第2項に規定の方法でライセンス料等が支払われます（※3） 第2項 国保連がお支払いする給付費からの差し引きによるお支払い	※3 請求書での支払い（第3項）をご希望の場合は、事業所の所在地の国保連合会に請求書を発行依頼してください。振り込み事務及び振込手数料にかかる費用は、事業所にてご負担をお願いします。